

大阪府難病診療連携拠点病院選定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第4条第1項に基づく「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針」（平成27年厚生労働省告示第375号）に基づき、大阪府における難病診療の拠点となる大阪府難病診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）を選定し、難病医療提供体制の整備を通じて、大阪府の難病対策全体の質の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において拠点病院とは、第3条により、大阪府知事（以下「知事」という。）が選定した病院をいう。

(選定)

第3条 知事は、府内に所在する医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院のうち、以下の要件をすべて満たすものから、地域の実情を総合的に考慮し、拠点病院を選定する。

- (1) 選定を受けようとする病院の代表者（以下「代表者」という。）が、「大阪府難病診療連携拠点病院選定申請書」（様式第1号）を提出していること。
- (2) 申請日時点において厚生労働大臣から特定機能病院の承認、若しくは大阪府知事から地域医療支援病院として承認を受けていること。
- (3) 別途定める「大阪府難病診療連携拠点病院選定基準」で定める要件をすべて満たし、指定後はこの要綱の規定を遵守することに同意していること。

2 知事は、選定を行った場合、「大阪府難病診療連携拠点病院指定書」（様式第2号）により、代表者に対し、その旨を通知する。

3 知事は、拠点病院が選定要件を満たさないと判断されるとき、または代表者から申し出があったときは選定を取り消すことができる。

4 拠点病院の選定においては、拠点病院の実績等を定期的に評価し、必要に応じて拠点病院の見直しを行うこととする。

5 知事は、必要があると認めるときは、拠点病院の代表者に対し、選定要件に係る必要な報告を求めることができる。

(他の医療機関との連携)

第4条 拠点病院は、所期の目的を達成するため、その他の医療機関との連携に努めるものとする。

(府事業への協力)

第5条 府が行う難病対策の推進に積極的に支援すること。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。